

○滝川市における公の施設の指定管理者の指定等に関する事務取扱要綱

目次

第1 趣旨

第1の2 設置条例の制定又は改正

- 1 設置条例の制定又は改正
- 2 設置条例に規定する事項

第2 候補団体の選定

- 1 公募の原則
- 2 公募の方法
- 3 募集要項

第3 指定の申請

第4 候補者の選定（内部決定）

- 1 指定管理者選定職員会議
- 2 選定方式
- 3 選定基準
- 4 適当な候補者がいない場合の措置

第5 選定結果の通知及び再度の選定

- 1 選定結果の通知
- 2 再度の選定

第6 指定管理者の指定の議案及び債務負担行為の議決

- 1 指定管理者の指定議案
- 2 債務負担行為の議決

第7 指定の通知及び告示並びに協定の締結

- 1 指定の通知及び告示
- 2 協定の締結
- 3 協定と契約の関係
- 4 指定の通知及び告示並びに協定の締結の関係
- 5 協定の改定

第8 事業報告、業務の調査等

- 1 事業報告
- 2 市民ニーズの把握等
- 3 業務に係る調査・指示
- 4 指定の取消し・管理業務の停止

第9 指定期間の満了

第10 既存の施設の管理委託に係る経過措置

附則

参考様式

参考様式第1（指定管理者の指定議案）

参考様式第2（指定管理者の指定の告示）

別図（フロー図）

別図（指定管理者の指定等に関する事務・フロー図）

第1 趣旨

この要綱は、滝川市における公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成15年滝川市条例第56号。以下「手続条例」という。）及び滝川市における公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成15年滝川市規則第57号。以下「手続規則」という。）に定める公の施設（以下「施設」という。）の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定等に係る事務の取扱いについて、他に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

第1の2 設置条例の制定又は改正

1 設置条例の制定又は改正

指定管理者となるべき相手方（以下「候補者」という。）を公募の上選定しようとするときは、募集に先立って、個別の施設を設置することを規定した条例（以下「設置条例」という。）を制定し、又は改正する議案の議決を受ける必要がある（法第244条の2第6項）。したがって、例えば4月から管理の代行を行わせようとするときは、遅くとも第3回定例会（9月）に制定又は改正の議案を提出し、設置条例の制定又は改正をすること。

なお、指定期間の満了により指定管理者を更新する場合は、設置条例の制定・改正の議案の提出は不要となる。

また、公募の方法によらないで指定管理者を選定しようとする場合にあっては、管理業務を開始する前に、設置条例を制定し、又は改正する議案の議決を受ける必要がある。したがって、例えば4月から管理の代行を行わせようとするときは、遅くとも第1回定例会（3月）に制定又は改正の議案を提出し、設置条例の制定又は改正をすること。

2 設置条例に規定する事項

設置条例に規定する事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者に施設の管理を行わせる旨の規定
- (2) 管理の基準

ア 市民が施設を利用するに当たっての基本的条件（開館時間及び休館日、利用の制限に関する事項等）

開館時間及び休館日（以下「開館時間等」という。）は条例に規定すること。ただし、開館時間等の時間数等をあらかじめ固定せずに申請者の提案に委ねる施設については、最低限の条件を条例に規定し、実際の開館時間等は選定後に規則で定めることができる。

イ その他適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項

指定管理者が使用の承認等を行う場合の手続及び指定管理者の個人情報の取扱いに関する事項については、それぞれ滝川市行政手続条例（平成10年滝川市条例第28号）及び滝川市個人情報保護条例（平成11年滝川市条例第36号）に定めがあるので（第7の2(7)及び(8)キ参照）、それ以外の事項で、施設の性質・目的から特に規定する必要があるものについては、適宜規定すること。

- (3) 指定管理者が行う管理業務の範囲

指定管理者に施設の管理を行わせる場合は、条例において管理業務の範囲（施設の維持管理、事業の内容、使用の承認等）を規定すること。

このうち、「事業の内容」については、施設で行う事業（設置条例において事業の内容を定めた規定を参照）のうち、指定管理者に行わせることが適当と判断したものを規定すること。

（４） 利用料金に関する事項

利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、利用料金に関する事項を規定すること。

第２ 候補団体の選定

１ 公募の原則

指定管理者は、この制度が国の規制緩和政策の一環として一般の民間事業者等にも広く門戸を広げるものであることにかんがみ、公募により募集することを原則とする。

しかしながら、施設のうち一部のものについては、地域との協働事業として団体と協議を行いながら進めてきたもの、団体の活動強化・支援も併せて目的として個別に協議を進めてきたもの、管理委託を前提に市が団体そのものの設立に大きく関与したものなどもある。このような場合については、現状において急激な施策変更をすることは難しいことから、公募は不要なものとする。

なお、この場合にあっても、更なる市民サービスの向上・経費の縮減を目的として一般の民間事業者等の団体にも施設の管理業務を行えることとした指定管理者制度の趣旨を踏まえ、厳格にその必要性を判断した上で、候補団体の選定方法の決定に係る決裁においては、公募を行わない理由を明記し、公募が可能な状況に移行できるよう、団体の自立化の促進に努めるなどの努力をしていく必要がある。

２ 公募の方法

公募の方法は、３（１）から（１０）までに掲げる事項について、次に掲げる方法により行うものとする。

- （１） 公告式条例（昭和 46 年滝川市条例第 5 号）に基づく告示
- （２） インターネットホームページへの掲載

３ 募集要項

公募を行うときは、次に掲げる事項（以下「募集要項」という。）をすべて明示して行うことが原則であるが、募集要項が大量となる等の理由によりすべてを明示することが難しいときは、指定管理者を募集すること、申請を受け付ける期間（以下「申請期間」という。）及び募集要項の配布場所のみを明示して募集することができる。

（１） 施設の概要

施設の名称、所在地、設置目的、建物の構造などの施設の概要を明示すること。

原則として、指定管理者の募集は 1 施設ごとに行い、複数の施設（例：市内の公民館すべて）について単一の指定管理者を募集することはできない（これを無制限にできることとすると、事実上新規参入者を排除することになりかねないため。）。ただし、1 施設ごとに募集を行うことによりむしろ施設の効用が妨げられ、市民サービスの低下につながるなどの特別の事情があるときは、複数の施設について単一の指定管理者を募集することができる。

（２） 申請の資格

申請の資格を定める場合は、不当に申請者を限定することにならないよう施設の性質・目的に応じた必要最小限のものとする。

なお、具体的な申請の資格としては、次のものが考えられるが、ア及びイ(ア)から(オ)までについては、必ず定めなければならない。

また、公募を行わない場合にあっても、ア及びイ(ア)から(オ)までに掲げるもののほか、必要な申請の資格について、1のなお書に規定する候補団体の選定方法の決定に係る決裁の際に併せて定める必要がある。

ア 団体であること（法人格の有無は問わない。）。

イ 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。

(ア) 法律行為を行う能力を有しない者

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（他の条において同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

(エ) 法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた者であって、当該事実があった日後2年を経過しないもの

(オ) 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者であって、当該事実があった日後2年を経過しないもの

(カ) 滝川市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者

(キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にあるもの又は役員（法人以外の団体の場合にあつては、当該団体の代表者）が暴力団の構成員等であるもの

ウ 団体の人員の数、資産の額その他の経営の規模及び能力

エ 事務所の所在地に関する事項

オ 施設を管理するに当たって資格、免許等が必要な場合は、その資格等を有していること。

カ アからオまでに掲げるもののほか、施設の性質・目的に応じ施設の管理を行うに当たって不可欠の事項

(3) 申請期間

申請期間は、原則として、募集を開始した日から起算して30日間とすること。ただし、30日間を確保することが日程的に困難な場合又は申請の際に提出する書類の作成上必要があると認められる場合は、これよりも短期又は長期の期間を設けることができる。

(4) 申請の際に提出する書類の内容

第3参照。提出書類の内容は、その種類・記載事項等をできるだけ詳細に明示すること。

(5) 指定の基準

第4の3参照。選定基準は、手続条例第2条第1号から第3号までに定めるものを含め、すべて明示すること。

(6) 管理の基準

管理の基準は、開館時間及び休館日、利用の制限に関する事項（第1の2の2(2)参照）、滝川市個人情報保護条例（第7の2(7)参照）及び滝川市行政手続条例（第7の2(8)キ参照）の適

用並びにこれらの条例に規定した事項の実施に当たって必要な事項（例：使用の承認を要する施設に係る使用者の決定方法（抽選、先着順等））について明示すること。

(7) 管理業務の範囲及び具体的内容

管理業務の範囲は、施設の維持管理、事業の内容、使用の承認等（第1の2の2(3)参照）となるが、その具体的内容も明示し、申請者が管理業務の計画書や管理に係る収支計画書などを作成するのに十分な情報を提供すること。

(8) 利用料金に関する事項

おおむね次の事項について明示すること。

ア 利用料金制度の採用の有無

イ 利用料金の額に関する事項

ウ 指定管理者が本市の承認を受けて利用料金を定めるときの本市との事前協議の方法等に関する事項

(9) 指定期間

指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）は、管理業務を開始する日から起算して3年間とすること（手続条例第5条第1項）。ただし、施設の性質・目的からこれにより難い施設については、設置条例においてこれよりも短期又は長期の期間を設けることができる。

なお、「施設の性質・目的からこれにより難い施設」の例としては、次のようなものが考えられる。

ア PFI事業により建設する施設

イ 早くから使用の承認を行う必要のある大規模イベント施設（誘致活動の成果が数年後に現れる場合が多い施設）

ウ 利用者と施設の管理者とが長期継続的な関係を有する必要がある施設（障害者入所施設など）

(10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、必要な事項

(1)から(9)までに掲げるもののほか、次に掲げる事項について規定すること。

ア 選定結果の通知予定時期

イ 申請書及び添付書類の提出先

ウ ア又はイに掲げるもののほか、施設の所管課において必要があると認める事項

第3 指定の申請

指定管理者の指定の申請は、滝川市における公の施設指定管理者指定申請書（手続規則別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長又は教育長（以下「市長等」という。）に提出することにより行う（手続規則第2条）。

なお、公募を行わない場合にあっても、候補者は、指定の申請の手続を経る必要があるため、注意が必要である。

(1) 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類

非法人である場合など団体であることが確認できる書類が不足している場合は、第2の3(4)の「申請の際に提出する書類の内容」として募集の際に明示した上で、役員名簿、構成員名簿など必要な書類の提出を求めることができる。

(2) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本

(3) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書

これらの書類がない場合は作成するよう依頼し、作成することができない特別の事情等がある場合は団体の経営状況を説明する書類がない旨及びその理由を記載した申立書を提出してもらうこと。

(4) 当該施設の管理に関する業務の計画書及び当該管理に係る収支予算書

管理業務の計画書及び管理に係る収支予算書については、書類の種類、様式（様式を指定しない場合にあつては、具体的な記載事項）等を第2の3(4)の「申請の際に提出する書類の内容」として募集の際に明示すること。

具体的な書類の例としては、次のようなものが考えられる。

ア 施設の管理に係る基本方針

イ 指定期間内の年度ごとの業務計画書

ウ 業務の具体的実施要領

エ 人員体制について記載した書類

オ 指定期間内の年度ごと及び合計の収支予算書

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、必要があると認められる書類

ア 第2の3の規定により定めた申請の資格を有していることを証する書類

(ア) 団体又はその代表者が第2の3(2)イの事由に該当しないことを証する書類の例

a 法律行為を行う能力の確認（非法人の場合）については、代表者の身分証明書など

b その他の事由の確認については、代表者からの申立書、市税の納税証明書又は納税状況の確認に係る本人同意書など。

(イ) その他の書類の例

施設を管理するに当たって資格、免許等が必要な場合の当該資格等を有していることを証する書類など

イ アに掲げるもののほか、施設の所管課において必要と認める書類

ア以外に必要な書類があれば、第2の3(4)の「申請の際に提出する書類の内容」として募集の際に明示した上で、提出を求めることができる。

第4 候補者の選定（内部決定）

1 指定管理者選定職員会議

公募により候補者の選定を行おうとするときは、臨時的選定機関として、指定管理者に管理を行わせようとする施設ごとに指定管理者選定職員会議（以下「選定職員会議」という。）を設置し、選定を行うこと。

なお、複数の施設の候補者の選定を行う合同の選定職員会議を設置することもできる。

(1) 所掌事務

ア 募集要項について、募集の開始前に意見を述べること（第2の3参照）。

イ 指定管理者として指定すべき団体について、選定方式を決定し、選定を行うこと。（2参照）

(2) 設置時期

指定管理者の募集の開始前とすること。

(3) 委員

選定職員会議の委員は、原則として、次のとおりとすること。

なお、選定等に当たって、専門家の意見を聴く必要がある場合や特に手続の公正性を確保する必要があると認められる場合などには、必要に応じ、職員以外の者を委員に加えることとし、その場合の人選に当たっては、施設の管理に利害関係のない者を選ぶようにすること。

ア 副市長（委員長）

イ 施設の所管部長（副委員長）

ウ 総務部長（その者がイに掲げる者であるときは、他の部長）

エ 施設の所管課長

オ 施設の所管部の主管課長（その者がエに掲げる者であるときは、所管部の他の課長）

カ アからオまでに掲げる者のほか、委員長が特に必要があると認める者（職員以外の者を含む。）

（４） 委員長の職務

委員長は、選定職員会議を招集し、選定職員会議の会務を総理すること。

（５） 申請者に対する聞き取り調査

選定職員会議は、必要に応じ、申請者に対して提出書類の内容等について任意の聞き取り調査を行うことができること。

（６） 庶務

選定職員会議の庶務は、施設の所管課（合同選定職員会議を設置する場合で、施設の所管課が複数あるときは、いずれかの所管課）において行うこと。

（７） 選定の記録

選定職員会議における選定結果及び選定理由は、（６）の規定により庶務を行う施設の所管課が文書に記録すること。この場合において、当該文書又はその概要を記載した文書は、設置条例の制定改正の議案及び指定管理者の指定に係る議案（以下「指定議案」という。）の提出に係る起案に添付すること。

２ 選定方式

選定職員会議は、申請書及びその添付書類に基づき、申請の資格を有する申請者の中から、選定基準に照らし、施設の管理を行うに最も適当と認められる団体を候補者として選定するが、その具体的方法は、施設の性質・目的や申請者数等に応じて各選定職員会議において決定する。その例としては、次のものが考えられるが、いずれの方法を採るにしても、選定結果については議会や市民に対する説明責任を有していることに留意し、公正かつ適切な選定を行うこと。

（１） 総合点数方式

あらかじめ設定した評価項目について点数化し、その合計が最も高くなる団体を候補者とするもの

（２） 採決方式

各委員が適当と思う団体について意見を表明し、選定職員会議全体で議論した後、全委員による多数決等によって候補者を決定するもの

（３） 入札方式（管理費用以外の事項について競争する余地のない場合に限る。）

選定基準に適した申請者の中で最も本市が負担する管理費用の額が低くなる団体を候補者とするもの

３ 選定基準

指定の申請があったときは、指定の基準に従って、次のような観点から総合的に判断し、最も指定管理者にふさわしいと考えられる団体を選定し、文書により内部決定をすること。

なお、公募を行わない場合にあっても、客観的に選定を行ったことを証するため、公募の場合に準じ、申請書及びその添付書類に基づき、次の各項目を満たすものであることをそれぞれ再検証した上で文書により候補者を選定すること。

(1) 事業計画書の内容が、利用対象者の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

法第244条第3項の規定から導き出される基準であり、『「不当な差別的取扱い」に該当するかどうかは、個々具体的に判断するほかないが、一般的には、公の施設の利用に当たり、信条、性別、社会的身分、年齢等により、合理的な理由なく利用を制限し或いは使用料を減額する等は、不当な差別的取扱いに該当する』（松本英昭著「新版逐条地方自治法」学陽書房）こと。

なお、選定に当たっては、管理業務の計画書、団体の活動内容等を記載した書類等に基づき、これらの事項及び設置条例の趣旨並びに施設の設置目的をよく理解し、すべての利用者に対して公正中立な対応ができる団体であるかについて判断すること。

また、サービスの向上とは、字義どおり、施設の利用料の低料金化やより多くの利用者を確保しようとする事業の構築などを指すこと。

(2) 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

具体的には管理業務の計画書の内容が、施設の設置目的の達成により有効なものであるか、施設の性質・事業の内容に合致したものであるか等について判断すること。

また、選定に当たっては、指定管理者に対して本市が支払うべき管理費用の基準となる額（以下「基準管理費用」という。）をあらかじめ定めておき、原則として基準管理費用を超える額の支出が必要となる団体は不選定とすること。ただし、その団体が提案するサービスの内容が本市が想定していた以上のものである場合には、本市の支出額が基準管理費用を超えることとなっても、その団体を指定管理者となるべきものとして選定することができる。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

理想的な内容の提案をした団体であっても、指定期間中に安定した施設の管理を行うことのできる物的・人的な規模・能力を有しないと認められる団体を指定管理者に指定することはできないが、申請時に十分な規模等を有していない団体であっても、本市から管理費用等を収受できるなどその後十分な規模等を得ることが確実に認められる団体は、この選定基準を満たしているものとする。

なお、当該規模等の認定に当たっては、団体の経営状況を説明する書類、団体の活動内容等を記載した書類等に基づき、申請者の経営状況、申請者が過去に行った事業又は現在行っている事業の内容、代表者又は他の構成員の経歴・資格、代行させる管理業務の具体的内容又は難易度などから客観的に判断すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

第1号から第3号までの選定基準以外にも、施設の性質に応じて独自の選定基準を定めることができるが、そもそも施設を管理するに当たって不可欠の事項については、選定基準としてではなく申請の資格として定めること（第2の3(2)カ参照）。

4 適当な候補者がいない場合の措置

選定職員会議における選定の結果、施設の管理を行うに相当と認められる団体がないと判断された場合は、その旨を選定結果として申請者に通知した上、公募からやり直すか、直接本市が運営する（直営）かを選択すること。

第5 選定結果の通知及び再度の選定

1 選定結果の通知

選定を行ったときは、速やかにその結果をすべての申請者に通知すること（この通知は、行政サービスとしての事実上の行為であり、行政処分としての性質を有するものではない。）。

なお、通知の内容は、選定結果のほか、できる限り選定（不選定）の理由を記載することが望ましい。

2 再度の選定

(1) 再度の選定とは

選定の結果を通知した後に、選定した団体（以下「被選定者」という。）を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合に、公募からやり直すこととすると、新たな被選定者（以下「新被選定者」という。）を選定するまでに一定の期間を要することとなり、また、前回とは別の申請者が現れる可能性も低いと思われることから、既に申請を行った他の団体の中に指定管理者として適当な団体があれば、その団体を新被選定者とすることができることとしたものである。

(2) 再度の選定ができる場合

「指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき」の例としては、次のような場合が考えられる。

ア 議会により指定議案が否決されたとき。

イ 被選定者が倒産し、又は解散したとき。

ウ 被選定者が提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

(3) 旧被選定者への通知

再度の選定を行うときは、指定を行わない被選定者（以下「旧被選定者」という。）に対しその旨を通知するものとする。

(4) 再度の選定

再度の選定を行う場合にあっても、再び選定職員会議を開き、旧被選定者を除いた他の申請者の中から、新被選定者を選定すること。

(5) 再度の選定の結果の通知

新被選定者を選定したときは、速やかにその旨を新被選定者に通知すること（他の申請者に対する通知は不要）。

(6) 選定結果を通知する前の場合

選定結果を通知する前に、旧被選定者を指定管理者に指定できない事由が発生したときは、外部との関係では選定が終了していないものとして、当然に再度選定職員会議を開き、新被選定者を選定することができる。

第6 指定管理者の指定の議案及び債務負担行為の議決

候補者を選定したときは、指定管理者の指定の議案を作成して議会に提出し、その議決を経ること。この場合において、当該指定に関して管理費用の支払等の歳出予算が発生する場合には、その予算措置についても議決が必要となる。

また、指定期間を2年以上にした場合であって、協定において複数年度にわたる指定期間について総額で管理費用の支払債務を負担することとしたときは、債務負担行為の議決が必要となる。

1 指定管理者の指定議案

(1) 指定議案の提出時期

指定議案は、指定管理者が施設の管理業務を開始する前に、議決を受ける必要がある（法第244条の2第6項）。通常の場合であれば、設置条例を制定し、又は改正する議案の提出と同一の議会において議決を受けることとなる。

(2) 指定議案の内容

指定議案の内容は、おおむね次のとおりとする。指定議案の様式例については、参考様式第1を参照のこと。

ア 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

イ 指定管理者となるべき団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

ウ 指定期間（第2の3(9)参照）

2 債務負担行為の議決

債務負担行為に係る予算の提出時期は、債務負担行為の限度額を積算しなければならないことなどを考慮し、原則として、被選定者を特定し、業務内容等を事実上確定させた後の指定議案を提出する議会とする。

第7 指定の通知及び告示並びに協定の締結

1 指定の通知及び告示

指定議案の議決があったときは、指定管理者を指定し、滝川市における公の施設指定管理者指定書（手続規則別記第2号様式）により指定管理者に通知するとともに、公告式条例の定めるところにより告示すること。ただし、議決後に、被選定者が倒産した場合、提出書類の内容に虚偽があることが判明した場合などは、当該議決を受けた被選定者を指定しないことができる（この場合、第5の2により再度の選定を行うか、公募からやり直すか、直営にするかを選択することとなる。）。

(1) 指定の通知

指定管理者の指定は、行政処分であることから、要式行為として書面による通知を行うこととしたものである。

(2) 指定の告示

指定管理者の指定は、市民の施設利用に係る権利義務と密接にかかわる事項であることから、指定管理者を指定したことを市民に周知するため、告示を要することとしたものである。告示の様式例については、参考様式第2を参照のこと。

また、施設利用者への周知のため、各施設において告示事項の掲示を行うこととする（このほか、所管課の判断によりインターネット等による周知を行うことは当然可能である。）。

2 協定の締結

指定管理者の指定と同時に、管理に係る細目的事項、本市が支払うべき管理費用の額等を定めるため、指定管理者と協定を締結すること。

施設の管理に係る細目的事項等について協定で定めることとした趣旨は、このような事項については、市長等が指定の通知の中で一方的に定めるのではなく、市長等と指定管理者となるべき団体とがお互いに綿密な意思疎通を図った上で作成する協定という形で定めることが適当と思われることによる。

なお、協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定期間に関する事項

第2の3(9)参照

(2) 事業計画に関する事項

提案内容どおりの履行をさせるため、被選定者が提出した管理業務の計画書に記載された事項(業務の具体的内容など)について定める。

(3) 利用料金に関する事項

次の事項について定める。

ア 利用料金制度の採用の有無

イ 利用料金の額に関する事項

ウ 指定管理者が本市の承認を受けて利用料金を定めるときの本市との事前協議の方法等に関する事項

エ アからウまでに掲げるもののほか、施設の所管課において必要があると認める事項

(4) 事業報告及び業務報告に関する事項

第8の1参照

(5) 支払うべき管理費用に関する事項

次の事項について定める。

ア 年度当たりの管理費用の額。なお、複数年度にわたる指定期間について総額で管理費用を定めたときは、債務負担行為の議決が必要となるので注意が必要である。

イ 管理費用の支払時期及び支払方法

ウ 管理費用の額等の変更方法

エ アからウまでに掲げるもののほか、施設の所管課において必要があると認める事項

(6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

第8の4参照

(7) 当該施設の管理に関し知り得た個人情報の保護に関する事項

次の事項について定める。

ア 基本的責務(滝川市個人情報保護条例第4条参照)

イ 収集の制限、利用及び提供の制限、電子計算機等を結合する方法による提供の制限並びに適正管理に関する事項(滝川市個人情報保護条例第7条から第10条まで参照)

ウ 守秘義務に関する事項(滝川市個人情報保護条例第11条の2参照)

エ 守秘義務違反に係る罰則に関する事項(滝川市個人情報保護条例第29条参照)

オ 個人情報の漏えい等の事故が発生した場合の措置

カ アからオまでに掲げるもののほか、施設の所管課において必要があると認める事項

(8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、別に定める事項

手続規則第4条第2項第8号の市長が別に定める事項は、次のとおりとする。

ア 管理業務の第三者への委託に関する事項

管理業務を一括して第三者に委託することはできないが、管理業務の主要部分ではない施設の維持補修、警備、清掃等の業務を個々に委託することはできる。

- イ 施設内での事故発生時の対応、本市への報告等に関する事項
- ウ 指定管理者が本市に損害を与えた場合の賠償に関する事項
- エ 指定管理者が施設・備付物件を使用する場合の取扱いに関する事項
- オ 管理業務を行うに当たって作成する帳簿等の保管・整備に関する事項
- カ 協定の改定に関する事項

4 参照

- キ 滝川市行政手続条例の適用に関する事項

指定管理者は、滝川市行政手続条例第2条第3号の「行政庁」に含まれることから、指定管理者が使用の承認・取消しを行う場合には、同条例が指定管理者に直接適用される。したがって、使用の承認に係る審査基準等については、指定管理者が滝川市行政手続条例及び設置条例の規定に従って定めることとなるが、所管課において設置条例に定める基準等を補足し、又は統一した標準処理期間等を定める必要があると判断した場合には、これらの事項についてあらかじめ協定で定めておくこと（内容によっては、募集要項の中で明示することが必要な事項もあり得ると思われる。）。

- ク アからキまでに掲げるもののほか、施設の所管課において必要があると認める事項

例：リスク分担（災害等の予期せぬ事態が発生した場合の費用負担のルール）に関する事項、管理業務上知り得た個人情報以外の秘密の保持、指定管理者が管理業務を行うに当たって購入する物品の所有権の帰属等に関する事項、法第238条の4第4項の規定に基づく目的外使用許可の取扱いに関する事項（目的外使用許可については指定管理者が行うことはできないことから、必要に応じて本市への取次ぎに関する事項を定めるなど。）

3 協定と契約の関係

指定管理者と市の関係は、地方公共団体間の事務の委託（法第252条の14）などのように「公法上の契約」（公法上の効果の発生を目的とする複数の当事者間の反対方向の意思表示の合致によって成立する公法行為）関係と捉えられる。

このため、協定書に管理費用（委託費）の支払金額、支払方法等が定められている場合であっても、協定はあくまでも行政処分である指定の「附款（※）」として細目的事項を定めるものであることから、指定管理者の選定に当たって、滝川市指名選考職員会議への特殊随契承認等の手続は要しない。

※ 行政行為の附款・・・『行政行為の効果を制限したり、あるいは特別な義務を課すため、主たる意思表示に付加される行政庁の従たる意思表示をいう』（原田尚彦著「行政法要論（全訂第三版）」学陽書房）

4 指定の通知及び告示並びに協定の締結の関係

協定は契約ではなく、行政処分である指定の「附款」であることから、指定の通知と協定の締結は同時になされることが望ましい。したがって、双方の日付は、同日とするのが適当である。

一方、指定の告示は、単なる事実の周知行為であるから、指定の通知をした日と同日に行う必要はないが、できるだけ速やかに行うこと。

5 協定の改定

協定で定めた事項については、指定期間中はみだりに改定しないこと。ただし、特別の事情があるときは、指定管理者と協議して協定の改定をすることができる。

「特別の事情があるとき」の例としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 使用料の額に関する設置条例の規定を改正するとき。
- (2) 開館時間等に関する設置条例の規定を改正するとき。
- (3) 施設の一部を新設し、又は廃止するとき。
- (4) 物価の大幅な変動があったとき。
- (5) 災害が発生したとき。

なお、指定の告示の内容について改定したときは、変更の告示を行うこととする。

第8 事業報告、業務の調査等

1 事業報告

指定管理者は、毎年度終了後、管理業務に係る事業報告書を作成し、地方公共団体に提出しなければならない（法第244条の2第7項）。

(1) 事業報告書の提出時期

毎年5月31日とする。

(2) 事業報告書の内容

事業報告書の内容は、次に掲げるとおりとする。なお、ウの書類は厳密には管理業務に係るものではないが、団体の経営状況は施設の管理業務にも影響を及ぼすものであることから、協定で定めることにより、これも併せて提出させることとする。

ア 当該年度の管理業務の実施状況報告書（各種事業の実施状況、使用の承認等の状況、利用料金の収入状況など）

イ 当該年度の管理に係る収支決算書

ウ 当該年度の団体の経営状況を説明する書類（収支計算書、事業報告書等）

(3) 事業報告書の提出先

施設の所管課とする。

(4) 事業報告書の受付後の取扱い

内容を精査した上、施設の所管部長まで供覧し、必要に応じて業務内容に関する指導、調査・指示（3参照）等を行うこと。

2 市民ニーズの把握等

施設の所管課においては、施設の設置者としての責任を果たす立場から、指定管理者と協議の上利用者等の要望・苦情やアンケートの実施等により施設管理に係る市民ニーズの把握に努めることとし、必要に応じて指定管理者に対し市民サービスの向上のために必要な指導を行うこと。

3 業務に係る調査・指示

市長等は、施設管理の適正を期するため、指定管理者に対して、管理業務について、業務内容又は経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる（法第244条の2第10項）。

施設の所管課においては、1の事業報告書の内容、実際の業務の状況等から指定管理者の業務内容に問題があると認められるときは、速やかに報告の要求又は調査を行い、必要な場合は業務内容の改善について指示を行うこと。

4 指定の取消し・管理業務の停止

市は、指定管理者が市長等の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる（法第244条の2第11項）。

取消し等の事由としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
- (2) 法第244条の2第10項の規定による指示に故意に従わないとき。
- (3) 設置条例、設置条例の施行規則又は協定に定める規定に違反したとき。
- (4) 申請の資格を失ったとき。
- (5) 申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) 団体の経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。
- (7) 組織的な非違行為が行われていた場合など、当該指定管理者に管理業務を行わせておくことが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
- (8) 管理業務が行われないうち。

これらの事由に該当した場合は、当該事由の重大性、当該事由が発生した原因（正当事由の有無）、処分を行った場合のその施設の運営と市民に対する影響の大きさ、他の指定管理者に対する措置との公平性等の観点から、

ア 取消し等の処分を行うかどうか

イ 処分を行う場合、どの程度の処分（指定取消し、業務全部停止、業務一部停止）にするか

ウ いつの時点で処分を行うか

エ 処分を行った後の施設の管理方法

などを検討し、公平・適切な処分を行うこと。

第9 指定期間の満了

指定期間が満了したときは、当然に指定の効力は失われる。引き続き指定管理者に施設の管理を行わせる場合は、再度、公募（公募によらない場合にあつては、選定）から指定の手続を実施することとなる。

この場合、指定期間が満了する前に、指定期間満了後の指定管理者に係る指定議案の議決を受けておく必要がある。

第10 既存の施設の管理委託に係る経過措置

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条の規定により、同法の施行の際（平成15年9月2日）現に管理を委託している施設については、平成18年9月1日まで改正前の法第244条の2第3項の規定に基づく施設の管理の委託を続けることができる（管理委託契約が経過措置期間の途中で終了した場合にあつても、契約の更新等により、従前の管理委託契約が存

続るときは、当該施設の管理の委託を続けることができる) こととされているが、本市では、管理委託契約の期間の関係から、原則として平成 18 年第 1 回市議会定例会で指定議案の議決を受け、同年 4 月 1 日から指定管理者制度に移行することを想定している。

附 則

この要綱は、平成 16 年 2 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 10 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 9 月 4 日から施行する。

参考様式第1（第6の1（2）関係）

議案第〇〇号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行う。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日提出

滝川市長 ○ ○ ○ ○

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
名 称 滝川市〇〇センター
所在地 滝川市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

※ 複数ある場合は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 滝川市〇〇センター
所在地 滝川市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
(2) 名 称 滝川市△△会館
所在地 滝川市△△町△△丁目△△番△△号

- 2 指定管理者となるべき団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
名 称 株式会社〇〇〇〇〇
主たる事務所の所在地 滝川市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
代表者の氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○

※ 複数ある場合は、1と同様とする。

- 3 指定期間
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日まで

参考様式第2（第7の1（2）関係）

滝川市告示第〇〇号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設の指定管理者の指定を行ったので、滝川市における公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年滝川市条例第56号）第6条の規定に基づき、次のとおり告示する。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

滝川市長 ○ ○ ○ ○

記

1 指定管理者の名称

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 滝川市〇〇センター

所在地 滝川市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

※ 複数ある場合は、参考様式第2の1のとおりとする。

3 管理を行わせる期間

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日まで

4 管理業務の範囲

(1) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(3) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(4) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

5 利用料金に関する事項